

火の取り扱いに注意しよう ～秋の全国火災予防運動～



11月9日(月)～15日(日)までの1週間は「秋の全国火災予防運動」週間です。これからの季節は、空気が大変乾燥し火災の発生しやすい時期となります。火の取り扱いには十分注意し火災を防ぎましょう。

◆平成27年度全国統一防火標語◆ 「無防備な 心に火災が かくれんぼ」



昨年の火災

平成26年の全国での火災件数は43,741件でした。その出火原因として「放火」が最多で、続いて「たばこ」「コンロ」となります。

市内では21件の火災が発生し、枯草等の火災や電気関係の火災が多く発生しました。

製品からの火災に注意!

私たちは、生活する中で電化製品やガス機器等を多く使用しています。みなさんのご家庭にリコールの対象となっている製品はありますか?リコール対象製品が原因の火災が、全国的に継続して発生しており、市内でも数件発生しています。

リコール情報は、一部を消防本部ホームページに掲載しています。なお、経済産業省や消費者庁のホームページでも閲覧することができます。この機会に一度確認をしてみましょう。

また、リコール対象品以外のものについても適切な使用を心掛けます。



火災予防作品の審査会を実施しました



市内小中学校・幼稚園、保育園から募集した作品について審査会を開催し、左の2点が最優秀賞に選ばれました。

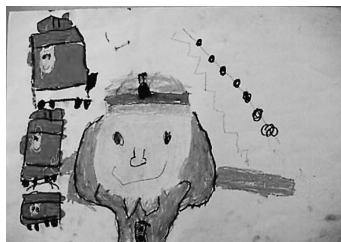
また、ポスターの部最優秀作品を県作品展に出展した結果、「岐阜県知事賞」を受賞しました。なお、入選作品については11月11日(水)～18日(水)まで市総合文化センター1階で展示します。

岐阜県知事賞受賞

ポスターの部 最優秀賞
八幡中学校3年
高垣美空さん



図画の部 最優秀賞
白鳥幼稚園年長
袁島永翔さん



住宅の防火対策を

しましょう

◆住宅用火災警報器(住警器)を設置する

火災が発生したときには、火災に早く気づき、避難や初期消火をすることが大切です。火災の発生をいち早く知るため住警器を設置しましょう。



※右のポスターは、和良小学校4年池戸理桜さんの作品です。

◆住宅用消火器を設置する

火災の初期消火には、消火器が非常に有効です。住宅用消火器を設置しましょう。

◆防災品を使用する

出火防止や、延焼拡大防止のために防災品(燃えにくいもの)を使用しましょう。寝具、カーテン、衣類等、防災品が市販されているものがあります。

◆住警器の維持管理について

住警器は徐々に劣化していくため寿命は10年とされており、交換することが推奨されています。

す。設置から10年以上経過するものについては本体ごと交換をしましょう。

平成18年に新築住宅への住警器の設置が義務化されてから間もなく10年目となり、今後何らかの不具合が増加することが考えられます。定期的に点検を行い設置から10年に満たない場合でも必要に応じて本体の交換をしましょう。

困ったときは

市では、ミニ行政パートナー事業として、住警器の点検事業を業者に委託しています。住警器の不具合や購入後、取り付けていない住警器がある場合にご利用ください。(消防本部・消防署または岐阜県電器商業組合郡上支部加盟店へお問い合わせください)

●不具合等の例

- 点検方法がわからない
 - 音が止められない
 - 電池の替え方がわからない
- ※点検料は無料ですが、点検以外には費用がかかります。

問 消防本部予防課
67・1219